

1 平成28年度地域包括支援センター（以下「包括」という）の運営評価の改正ポイント

(1) 評価基準を分かりやすい表現に変更し、評価項目を整理した。

- 「1. 今年度の重点的な取組方針」や「2. 組織の運営体制の具体的方針」等について、意図が伝わりやすく分かりやすい表現に変更した。
- 「3. 職員間の連携に関する具体的方針」について3項目を2項目に変更した。
- 「5. 緊急時の対応の具体的方針」について2項目を3項目に変更した。

(2) 運営協議会委員の意見の表明の仕方を整理した。

【旧】各委員が、事業計画や基幹型包括の運営評価を参考に、包括毎に意見を付記し市に提出すると共に、当日の運営協議会で意見聴取を行う。運営協議会としての意見をまとめる。

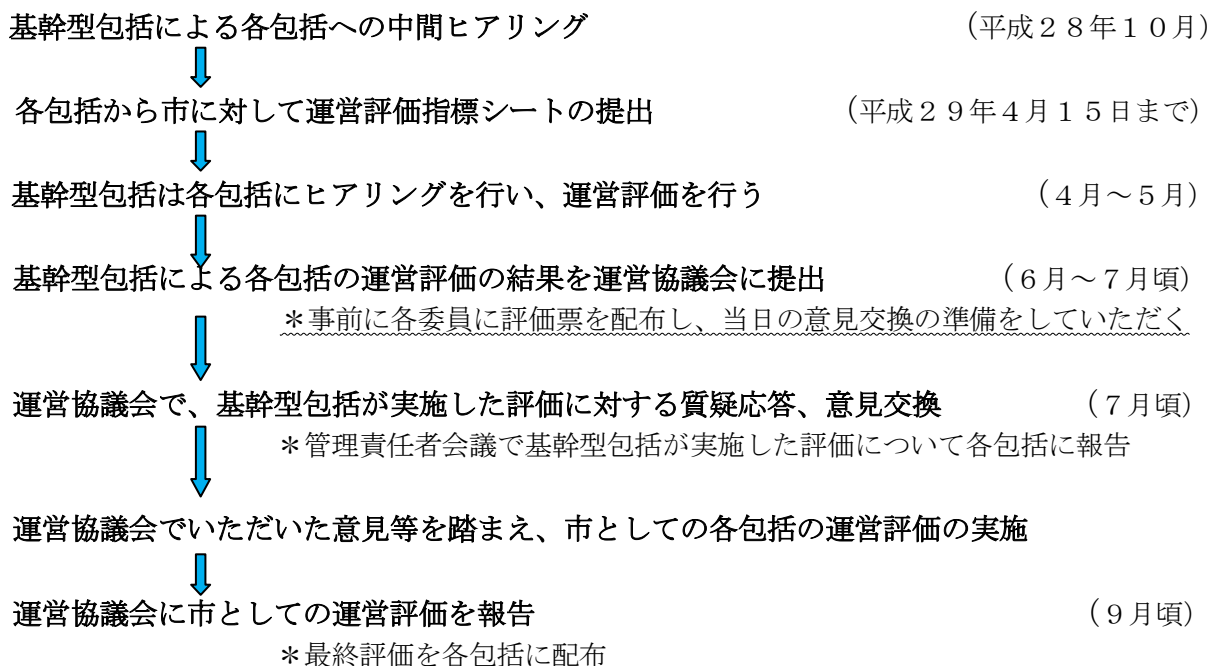
【新】各委員が、事業計画や基幹型包括の運営評価を参考に、包括毎に意見を整理し、当日の運営協議会で意見を述べ、また、意見交換を行う。

(3) 基幹型包括としての評価のあり方を整理した。

【旧】基幹型包括は評価として、評点、評価の判断根拠、総合評価（基幹型）を行う。

【新】基幹型包括は評価として、評点、評点の判断根拠の記載のみを行う。

2 平成28年度包括運営評価のフロー



3 各関係者の役割

- (1) 包括 ・ 現行の自己評価（4点評価）及び総合評価（記述方式）を行う。
- (2) 運営協議会 ・ 事前送付された資料（基幹型運営評価等）を参考に、当日の運営協議会で意見を述べ、意見交換ができるようにする。（意見を事前に市に提出する必要はない）
- (3) 基幹型包括 ・ ヒアリング及び4点評価、その根拠を記述する。（基幹型の総合評価は削除）
- (4) 市 ・ 運営協議会に運営評価を提出し、意見交換をいただく。
・ 基幹型包括の運営評価、運営協議会としての意見を参考に、基幹型包括のヒアリングを行い、市としての運営評価（最終）を行う。
・ 運営協議会に運営評価（最終評価）を報告する。